

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年1月26日認可した。

令和5年2月7日

香川県知事 池 田 豊 人

| 土 地 改 良 区 名    | 土 地 改 良 事 業 名               |
|----------------|-----------------------------|
| 香川県三豊市三野町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）峠池地区  |
| 観音寺市柞田土地改良区    | 集落営農推進生産基盤整備事業（農道事業）寺井地区    |
| 豊稔池土地改良区       | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下木屋地区 |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池地区  |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業（ため池事業）高丸池地区    |